

石生様

警察交通局企画課高速道路管理室長 金丸よ)
(03-3581-0141 : 内線5232)原議保存期間1年
(平成24年12月31日まで)警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

(参考送付先)

各管区警察局(総務監察)広域調整部長

警察庁企画課50号、企規第22号

平成23年3月13日

警察庁交通局企画課長

警察庁交通局規制課長

平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地に食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、関係都県公安委員会において、東北自動車道、常磐自動車道の一部区間等を緊急交通路として指定したため、一般の物流は国道4号線等で行われているところ、宮城県、岩手県等内で渋滞が発生しており、都心から盛岡市までの輸送は通常の倍程度の時間がかかる状況である。

そこで、食料品・生活用品を輸送する車両について、下記のとおり緊急通行車両確認標章を交付することとされたい。

記

1 対象車両

以下の要件をすべて満たす貨物自動車

- 広く販売・配布される食料品・生活用品(燃料を含む。)を輸送するもの(現に積載しているものに限る。)
- 企業が使用するもの
- 目的地が宮城県以北(宮城県を含む。)のもの

2 緊急通行車両確認標章の交付場所

警察署を原則とする。

3 緊急通行車両確認標章の有効期間

1ヶ月

4 その他

本件は、本日平成23年3月13日正午を目途に広報することを予定している。

担当: 広域交通管制室 (800-5236、5238、5240、5241、5242、5243、5245)

FAX 800-5244、5246

広報資料

平成23年3月13日

警察庁緊急災害警備本部

平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地に食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について

1 概要

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、関係都県公安委員会において、東北自動車道、常磐自動車道の一部区間等を緊急交通路として指定したため、一般的の物流は国道4号線等で行われていますが、宮城県、岩手県等内で渋滞が発生しており、夜間、都心から福島市までは7~8時間で到達する一方、盛岡市までは約20時間以上（通常の倍程度）の時間を要する状況です。

そこで、災害応急対策（緊急輸送等）を的確かつ円滑に実施するため、食料品・生活用品を輸送する車両に対し緊急通行車両確認標章の交付することとする通達を発出しました。

2 緊急通行車両確認標章の交付

(1) 対象車両

以下の要件をすべて満たす貨物自動車

- 広く販売・配布される食料品・生活用品（燃料を含む。）を輸送するもの（現に積載しているものに限る。）
- 企業が使用するもの
- 目的地が宮城県以北（宮城県を含む。）のもの

(2) 緊急通行車両確認標章の交付場所
警察署を原則とする。(3) 緊急通行車両確認標章の有効期間
1ヶ月**3 留意事項**

- ・ 緊急通行車両確認標章は、出発地の警察署等で交付を受けてください。
なお、緊急通行車両確認標章の交付は、事前届出があった約31.7万台（平成21年末）を優先することとしていますので、御注意ください。
- ・ 緊急交通路に指定された高速道路においても、道路の損壊等により高速道路を通行できない区間があり、当該区間において緊急通行車両は一般道路を通行することとなりますので、御注意ください。
- ・ 余震等のおそれがあるので、緊急通行車両は、道路標識の減灯等にかかわらず、時速50キロメートル以下の速度で走行してください。

6 その他

人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等のための交通規制であり、緊急通行車両以外の車両が通行できないことについて、御理解をお願いします。
また、災害応急対策を円滑に実施するため、緊急交通路以外の道路であっても、被災地に向かう道路における不要不急の通行は避けていただくように、御協力をお願いします。

7 問い合わせ先

最寄りの警察署等にお問い合わせください。

原議保存期間1年未満
(平成23年5月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長 殿
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)
各管区警察局(捜査監察・)広域調整部広域調整第二課長

事務連絡
平成23年3月13日
警察庁交通局交通企画課理事官
警察庁交通局交通規制課理事官

平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地に向かう医師又は歯科医師の使用する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い医師又は歯科医師が被災地における医療に従事するため、その移動に用いる車両については、下記により、円滑に緊急通行車両確認標章を交付することとされたい。

記

1 対象車両

医師又は歯科医師が被災地における医療に従事するため、その移動に用いる車両（病院関係者等が当該車両を運転する場合や看護師等医師以外の者が同乗する場合を含む。）

2 医師又は歯科医師であることの確認

医師又は歯科医師については、次のいずれかの方法により確認することができるが、これ以外の方法による確認であっても構わない。

- ① 免許状又は免許状の写しの確認
- ② 駐車除外標章の確認
- ③ 病院パンフレットによる氏名の確認
- ④ 厚生労働省ホームページの医師等資格確認検索 (<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>) による氏名の確認

3 緊急通行車両確認標章の交付

医師又は歯科医師であることが確認された者が、被災地における医療に従事することを申し述べた場合には、速やかに緊急通行車両確認標章を交付すること。

担当：広域交通管制室（800-5236、5238、5240、5241、5242、5243、5245）

FAX 800-5244、5246